

# 愛媛大学図書館規則

平成16年4月1日  
規則第185号

## (趣旨)

第1条 国立大学法人愛媛大学基本規則第31条第2項の規定に基づき、この規則を定める。

## (目的)

第2条 愛媛大学図書館（以下「図書館」という。）は、愛媛大学（以下「本学」という。）の使命を達成するため、必要な図書館資料を収集、整理及び保管し、本学の職員及び学生の利用に供することを目的とする。

## (分館)

第3条 図書館に、次の分館を置く。

医学部分館

農学部分館

## (分館長)

第4条 各分館に、分館長を置く。

2 分館長は、医学部及び農学部に所属する教授又は准教授のうちから、当該学部長の推薦に基づき、学長が選考し任命する。

3 分館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の分館長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 分館長は、当該分館に関する事項を掌理する。

## (副館長)

第5条 図書館に副館長を置き、愛媛大学図書館委員会規程第3条第3号及び第4号の委員の中から、館長が指名する。

2 副館長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、副館長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副館長は、館長の職務を補佐するとともに、館長に支障があるときは、副館長が、その職務を代行する。

## (事務)

第6条 図書館に関する事務は、図書館事務課で処理する。

## (利用)

第7条 図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

## (雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成16年11月16日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成18年7月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 第4条第3項の規定にかかわらず、平成24年11月1日付けで任命される農学部分館長の任期は、平成27年3月31日まで、平成26年2月1日付けで任命される医学部分館長の任期は、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。